神奈川県県西地域県政総合センターと●●●●　●●●●●●との令和３年度地域活性化に係る議論の場実施事業の事業協力に関する覚書

　神奈川県県西地域県政総合センター（以下「甲」という。）と、●●●●　●●●●●●（以下「乙」という。）は、令和３年度地域活性化に係る議論の場実施事業の事業協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、令和３年３月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」に基づき、この地域の魅力を広く発信すると同時に、その発信の中で明らかになったこの地域の課題について、地域の県民の参加による継続的な議論の場を設置するとともに、そのキックオフとして、シンポジウムを開催する事業により、県西地域の活性化を目指すことを目的とする。

（事業への協力）

第２条　前条の目的を達成するため、甲が行う事業に対して、乙は協力する。

２　協力する内容は、乙が甲に申し出た内容に基づき、甲と乙が協議して決定する。

３　甲は乙に対して、甲の事業への協力に対し、謝礼を支払う。謝礼の額は、別途、甲が定める。

（有効期間）

第５条　本覚書の有効期間は、締結日から令和４年３月22日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、協力実施後に甲から乙に謝礼の支払いが行われた場合は、それをもって終了する。

（覚書の変更及び解除）

第６条　本覚書の内容の変更又は解除は、甲、乙のうちいずれかの申出に基づき、甲、乙の協議によって行うものとする。

２　甲、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、本覚書を解除することができる。

（１）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（２）相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

（３）相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

３　前項の規定により、本覚書を解除した者は、本覚書が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（細部の取扱い）

第７条　本覚書に定めのない事項については、「令和３年度　地域活性化に係る議論の場　事業協力者　募集要項」、「令和３年度　地域活性化に係る議論の場　実施事業　事業協力を求める内容」による。

（疑義等の処理）

第８条　本覚書等に関し疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれ署名捺印又は記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　神奈川県小田原市荻窪350-1

神奈川県県西地域県政総合センター所長

　藤澤　恭司

乙　●●●●●●●●●●●●

●●●●　●●●●●●

●●●●●●　　●●●●